平成２６年（フ）第２２７号

大阪府阪南市貝掛178番地の２Ｃ棟112号、前住所大阪府阪南市尾崎町７丁目２番13―204号

破産者　山野　由香（旧姓和田）

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２号

兵庫県加東市北野236番地１　ＪＡハーモニーハイツＢ―103号

破産者　阿江　光子

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２５号

島根県出雲市河下町1539番地５

破産者　金築　秀晃

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３４号

島根県出雲市西園町255番地

破産者　松下　和也

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２１号

島根県浜田市金城町上来原14番地

破産者　原　　清恵

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第８６号

広島県福山市春日町５丁目３番12号　サンシティかなおＣ201

破産者　畑山　祐二

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５３号

山口県山陽小野田市緑が丘６番４号

破産者　花岡佐和子

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６０号

山口県山陽小野田市大字小野田7534番地７シーサイドハウスウエスト108号

破産者　岩渕　良次

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７号

香川県坂出市林田町3355番地12　サンライトＫＩ―Ｂ棟103号、申立時の住所香川県坂出市久米町２丁目10番14号

破産者　畑本　麻樹

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１８号

愛媛県松山市北梅本町甲2119番地５

破産者　鈴木　美紀

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２７号

宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地291　県営新開団地９号

破産者　出水田フヂ子

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第９２号

鹿児島県鹿児島市加治屋町６番５号　コーポ田中102号

破産者　岩田　純一

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１９号

鹿児島県鹿児島市郡元１丁目９番31号　道添アパート103号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市武１丁目13番２号　町田アパート101号

破産者　本田　将臣

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２８号

鹿児島県鹿児島市中央町34番地５　平成中央ビル101号

破産者　小林　博之

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３１号

鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番23―36号

破産者　中園　里美

1　決定年月日　平成26年８月１日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

地方公務員共済組合連合会公告

地方公務員共済組合連合会定款（昭和59年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 26 年８月 14 日

地方公務員共済組合連合会
理事長　板倉　敏和

附則第２項の表を次のように改める。

区　　分	給料又は期末手当等と掛金との割合	給料又は期末手当等と負担金との割合
平成 26 年９月から平成 27 年８月までの月分	1,000分の84.62	1,000分の84.62
平　成　27　年　9　月　分	1,000分の86.39	1,000分の86.39

別表を次のように改める。

別表（第20条関係）

区　　分	給料又は期末手当等と掛金との割合		給料又は期末手当等と負担金との割合	
	給料の額に乗じる数値	期末手当等の額に乗じる数値	給料の額に乗じる数値	期末手当等の額に乗じる数値
平成 26 年９月から平成27年８月までの月分	1,000分の105.7750	1,000分の84.62	1,000分の105.7750	1,000分の84.62
平　成　27　年　9　月　分	1,000分の107.9875	1,000分の86.39	1,000分の107.9875	1,000分の86.39

附　則

1　この変更は、平成26年９月１日から施行する。

2　変更後の定款附則第２項及び別表の規定は、平成26年９月から平成27年９月までの月分の掛金及び負担金について適用し、平成26年８月以前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。